

平成21年9月定例会  
農林商工委員会

所管事項関係資料

平成21年9月  
農林水産部



# 目 次

- 1．ふるさと秋田元気創造戦略（仮称）について（別紙）[ 農林政策課 ]
  
- 2．農地法等の一部改正に伴う市町村への権限移譲条例の  
一部改正について [ 農林政策課 ] ----- 1
  
- 3．企業による森づくりの実施について [ 水と緑の森づくり課 ] ----- 5
  
- 4．ナラ枯れ被害について [ 水と緑の森づくり課 ] ----- 7



## 2 . 農地法等の一部改正に伴う市町村への 権限移譲条例の一部改正について

農林政策課

### 1 改正の理由

農地を保全し、その効率的かつ有効な利用促進を図るため、農地法等が一部改正され、来る12月24日までに施行されることとなった。これに伴い、関係業務の市町村への権限移譲を定める「市町村への権限移譲の推進に関する条例」を一部改正する必要がある。

### 2 改正の内容

次の事務に係る農地法の一部改正等に伴い、所要の規定の整理を行うこととする。

- (1) 土地等の立入調査等（別表48の2、別表49及び別表50関係）  
（旧法第82条第1項、第3項、第5項 改正法第49条第1項、第3項、第5項）
- (2) 秋田県農業会議等からの報告の徴収（別表48の2、別表49及び別表50関係）  
（旧法第83条 改正法第50条）
- (3) 違反転用等をした者等に対する農地等の転用許可の取消し等（別表49関係）  
（旧法第83条の2 改正法第51条第1項）
- (4) 農地等の賃貸借の解除等の許可等（別表50関係）  
（旧法第20条第1項、第3項 改正法第18条第1項、第3項）

別表48の2（農地法第3条第1項「農地等の権利の移動の許可」に関する事務など）

別表49（農地法第4条第1項及び第3項「農地の転用許可」に関する事務（同一の事業目的に供するための2haを超える農地の転用に係るものを除く）、同法第5条第1項「農地等の転用のための権利の移動の許可」に関する事務（同一の事業目的に供するための2haを超える農地及びその農地と併せて採草放牧地について同法第3条第1項本文に掲げる権利を取得する場合の権利の移動に係るものを除く。）など）

別表50（農地法第18条第1項及び同条第3項「農地等の賃貸借の解除等の許可等」に関する事務など）

### 3 施行期日

農地法等の一部を改正する法律の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

改正する法律	農地法、農業経営基盤強化促進法、農業振興地域の整備に関する法律、農業協同組合法
公布日	平成21年6月24日
施行日	公布の日から起算して6月を超えない政令で定める日

## 農地の確保

### 1 農地転用規制の厳格化

<b>公共転用に係る協議制の導入</b>
・国や県による病院、学校、社会福祉施設等への転用について、許可不要から協議制へ
<b>転用許可基準の厳格化</b>
<b>違反転用に対する罰則の強化</b>
<b>行政代執行制度の整備</b>

### 2 農用地区域内農地の確保

<b>農振除外の厳格化</b>
・除外要件の追加(4 5)
[追加の要件]
・担い手により利用されている農地等は農振除外を認めない。
<b>優良農地確保のため県別に農用地面積の目標を定めるなど</b>

## 農地を貸しやすく、借りやすくし、最大限に利用

### 1 農地法の目的等の見直し

<b>目的の見直し</b>
・「農地は耕作者自らが所有することを最も適当とする」考え方から
「農地の効率的な利用を促進する」考え方へ
・農地が地域における貴重な資源であること、地域との調和に配慮した権利の取得の促進 等を明確化
<b>農地について権利を有する者の実務の明確化</b>

### 2 農地利用者の確保・拡大

<b>貸借規制の緩和</b>
・次の要件を満たすことで、一般企業、NPO等の農地の貸借が可能に
ア 農地を適正に利用していない場合に貸借を解除する旨の条件が契約に付されていること
イ 地域における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること
ウ 法人の場合、業務執行役員のうち一人以上の者が農業に常時従事すること
・非農家も含めた構成員による集落営農法人の設立が可能に
<b>農業生産法人への出資規制の緩和</b>
・関連事業者の議決権を1事業者当たり10分の1以下とする制限の廃止(合計の上限は4分の1まで)
・加工業や流通業など農商工連携事業者等の場合、2分の1未満までに
<b>農協が農地貸借で自ら農業経営を行うことが可能に</b>
<b>貸借期間の見直し</b>
<b>下限面積の緩和</b>

### 3 農地の面的集積の促進

・市町村、公社等の公的信用力のある機関が、農地所有者から委任を受け、分散した農地を面的にまとめる仕組みを全ての市町村で導入
---

### 4 遊休農地対策の強化

・所有者が判明しない遊休農地を農業委員会が公告し、農業会議の意見を聴いて、知事の裁定で利用を希望する公社等が利用できる措置
---



## 農地税制の見直し

・農地の相続税の納税猶予制度を見直し 納税猶予対象農地を貸した場合は打切	農業経営基盤強化促進法により農地を貸した場合も適用可能に
---	------------------------------

(参考資料2)

## 権限移譲の状況について

21.4.1現在

地域振興局	管内市町村	農地等の権利移動の許可 【農地法第3条】	農地転用の許可 (2ha以下) 【農地法第4条・ 第5条】	農地又は採草放牧地の賃借権の解約等の許可 【改正農地法第18条】	農用地区域内における開発行為の許可 【農業振興地域の整備に関する法律第15条の2】	計
鹿角	鹿角市				21	1
	小坂町			21		1
北秋田	大館市					3
	北秋田市					1
	上小阿仁村					4
山本	能代市	21				4
	藤里町	21			21	3
	三種町					2
	八峰町	21	21	21	21	4
秋田	秋田市					4
	男鹿市	21				1
	潟上市	21				1
	五城目町					3
	八郎潟町					0
	井川町					0
	大潟村					0
由利	由利本荘市					0
	にかほ市	21		21		3
仙北	大仙市		21			4
	仙北市					2
	美郷町	21	21	21		4
平鹿	横手市					4
雄勝	湯沢市	21		21		2
	羽後町					4
	東成瀬村			21	21	2
計		17	8	17	15	

「」は17年度～20年度までに移譲済み、「21」は今年度から移譲。



### 3. 企業による森づくりの実施について

水と緑の森づくり課

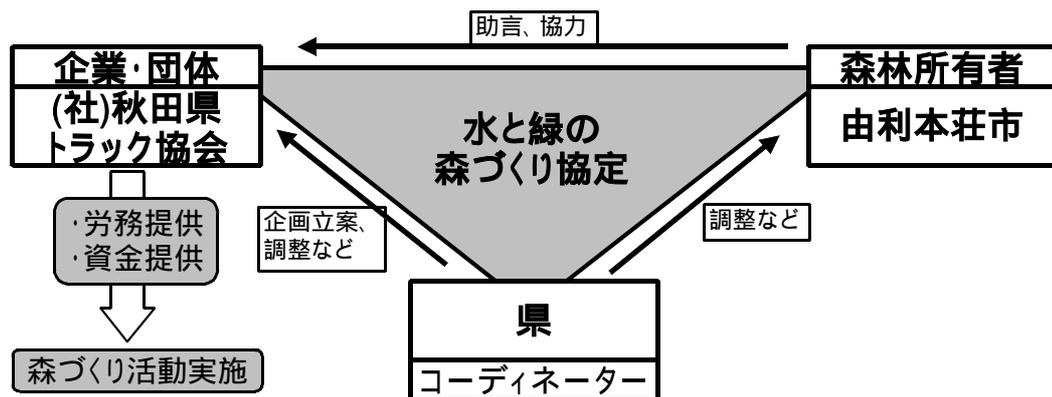
県がコーディネートする新しい形の森林整備「企業による森づくり」について、昨年度基本方針を策定し、候補地10箇所の選定を進め、今年度からの実施に向けて取り組んできましたが、このたび第1号の「企業の森」が誕生する運びとなりました。

#### 1 森づくりの内容

##### (1) 仕組み

企業・団体と県、森林所有者の三者で協定を締結し、企業・団体が森林整備を実施するもので、県は情報の収集・提供、森づくりプランの提案、関係者との調整など総合的なコーディネートを行う。

このたびの森づくりは、企業・団体が(社)秋田県トラック協会、森林所有者が由利本荘市で、10年間の協定を結び、協会会員・家族も参加しながら「西由利原トラックの森」(仮称)を整備する。



##### (2) 対象地

由利本荘市町村字西由利原地内の放牧場跡地で面積は約1ha

##### (3) 森林整備の内容

ブナ等広葉樹を植栽(ブナ、ケヤキ、コナラ、ヤマモミジ、イタヤカエデ、ヤマザクラ、ヤマボウシの7樹種)

植栽後9年間必要に応じて下刈りを実施

##### (4) 事業効果

- ・(社)秋田県トラック協会にとって・・・社会貢献
- ・由利本荘市にとって・・・水源林の整備
- ・県にとって・・・「水と緑の条例」が目指す森づくり活動の推進

##### (5) 今後のスケジュール

- ・ 協定締結(調印式) 10月 8日(木) 予定
- ・ 植栽活動 10月24日(土) 予定

## 2 今後の「企業による森づくり」の展開

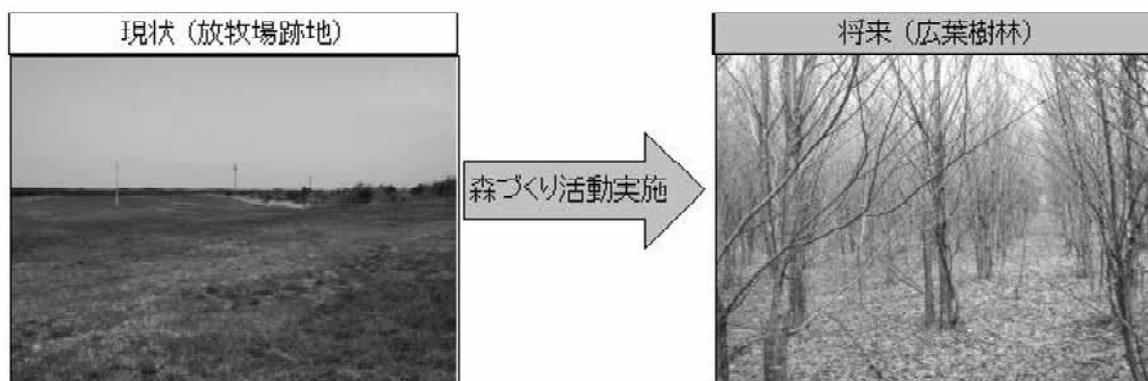
### (1) PRの徹底

企業向けのフォーラムや説明会の開催、訪問活動を実施する。

### (2) 多様な要望への対応

企業が希望する森づくり活動の規模・形態等ニーズの把握に努め、森づくりプランの策定などのサポートを行う。

参考：森づくりのイメージ



対象地は、本荘・西目地域の住民の水がめである黒森川貯水池上流域の放牧地跡で、水源林整備を目的に平成10年度から市のほか、企業、ボランティアが植栽を行っている。

## 4 . ナラ枯れ被害について

水と緑の森づくり課

### 1 枯損木の確認

ナラ類集団枯損被害（以下、ナラ枯れ）の疑いがある枯損木が、7月下旬から8月中旬にかけて由利及び雄勝地域振興局管内合せて41本発見された。森林技術センターによる現地調査の結果、穿入孔・フラス（木屑）の状況等からナラ枯れと判断した。

その後（9月10日現在）新たに由利及び雄勝地域振興局管内合わせて140本を目視確認している。

9月10日現在

発生場所	本数		左の内訳
	センター 確認済	目視確認	
にかほ市川袋ほか2地区	31本		ミズナラ 17本、カシワ 12本、 コナラ 2本
由利本荘市水林	2本		ミズナラ 1本、コナラ 1本
湯沢市宇留院内ほか1地区	8本		ミズナラ 8本
小計	41本		ミズナラ 26本、カシワ 12本 コナラ 3本
由利本荘市旧岩城町ほか		70本	
湯沢市宇留院内ほか		70本	
小計		140本	
計	181本		

### 2 これまでの取組状況

防除対策の円滑な実施のため、全県及び振興局単位の森林病虫害等防除連絡協議会を開催するとともに、巡視員による見回り活動を強化してきたほか、被害の侵入・伝搬ルートを推定するためのハザードマップの作成に取り組んできている。

### 3 今後の対応

今回の被害拡大をうけ、9月17日までにヘリコプターによる上空からの探査を実施するほか、全県にわたり地上からの一斉調査を実施中であり、9月18日までに広域的な被害発生状況を確認する。

被害木については、発生が初期段階であることから徹底駆除に努める。

参 考：れまでの発生状況

ナラ枯れは、本県において平成18年9月に初めて、にかほ市三崎公園で、平成20年11月には湯沢市の上院内雄勝山で確認されている。

これまでの被害木は全量駆除済みである。

にかほ市三崎公園の被害本数	H18～H20	25本
湯沢市上院内の被害本数	H20	3本
計		28本(ミズナラ)

